

利用料金の設定額とその考え方

1 利用料金の設定に係る考え方や理由を記載してください。

--

2 有料施設及び付属設備ごとに、利用料金の承認申請料金を記載してください。

○スポーツパーク

施設区分		使用区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
管理棟	ミーティングルーム1			1時間までごとに	150円	150円
		冷暖房施設		1時間までごとに	100円	100円
	ミーティングルーム2			1時間までごとに	150円	150円
		冷暖房施設		1時間までごとに	100円	100円
	ミーティングルーム3			1時間までごとに	150円	150円
		冷暖房施設		1時間までごとに	100円	100円
		放送設備		1日	2,240円	2,240円
テニスコート	屋内コート	一般	1面	1時間までごとに	810円	810円
		学生 (高校・大学生)	1面	1時間までごとに	610円	610円
	照明施設	全点灯	1面	1時間までごとに	310円	310円
		半点灯	1面	1時間までごとに	150円	150円
	屋外コート	一般	1面	1時間までごとに	410円	410円
		学生 (高校・大学生)	1面	1時間までごとに	310円	310円
		夜間照明施設	1面	1時間までごとに	310円	310円
サッカー場	全面	全日 (9:00~17:00)			12,220円	12,220円
		午前 (9:00~12:00)			6,110円	6,110円
		午後 (12:00~17:00)			7,130円	7,130円
		夜間 (17:00~22:00)			7,130円	7,130円
		1時間までごとに			2,550円	2,550円
		1/4面	1時間までごとに	1,020円	1,020円	
	夜間照明施設	全面	1時間までごとに	2,040円	2,040円	
		半面	1時間までごとに	1,020円	1,020円	
1/4面		1時間までごとに	510円	510円		
器具	電源コンセント		1口	1日	200円	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、冷暖房施設、放送設備、照明施設、夜間照明施設及び器具を除く。
- 3 中学生以下の者のテニスコートの使用料については、一般の使用料の半額とする。ただし、照明施設及び夜間照明施設を除く。

様式3-3

- 4 65歳以上の者のテニスコートの使用料については、学生（高校・大学生）の使用料を適用する。
- 5 サッカー場を営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用区分は、全面のみとする。
- 6 高校生以下又は65歳以上の者がサッカー場を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設を除く。
- 7 サッカー場を半面使用する場合は、全面使用する場合の使用料の半額とする。
- 8 アマチュアスポーツ以外でサッカー場を使用する場合は、所定の使用料の2倍とする。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。